

土砂災害防止功労者表彰要領

（目的）

第1 この要領は、土砂災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰し、もって土砂災害防止に寄与することを目的とする。

（表彰の対象）

第2 土砂災害防止功労者表彰（以下「表彰」という。）は、次に掲げる功労がある個人又は団体に対して行う。

- （1）土砂災害の発生に際し、危険を顧みず、身を挺して地域住民の生命又は身体の保護に顕著な成果をあげたこと。
- （2）土砂災害防止思想の普及又は土砂災害に対する防災体制の整備について顕著な成績又は功績があったこと。
- （3）土砂災害防止に関する研究、発明又は考案を行い、防災に顕著な成果をあげたこと。
- （4）前各号に掲げるもののほか、土砂災害防止に関し顕著な成果をあげたこと。

（表彰基準）

第3 表彰の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）土砂災害の発生に際し、危険を顧みず、身を挺して地域住民の生命又は身体の保護に顕著な成果をあげたこと。
- （2）土砂災害防止フェア、シンポジウム、講演会等を原則として10年以上にわたり開催し、又は土砂災害に関する記録映画の制作、出版等を行い、国民の土砂災害防止思想の普及に顕著な成績又は功績があったこと。
- （3）土砂災害に対する警戒避難体制の整備又は土砂災害防止対策事業の推進に原則として10年以上にわたり努め、顕著な成績又は功績があったこと。
- （4）砂防設備、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設における美化、清掃等を原則として5年以上にわたり行い、施設の維持管理に顕著な功績があったこと。
- （5）土砂災害防止施設、溪流、斜面等の平常時、災害時の点検、監視等を原則として5年以上にわたり行い、土砂災害防止に顕著な功績があったこと。

(6) 土砂災害防止に関する研究、発明又は考案を行い、防災に顕著な成果をあげたこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、土砂災害防止に関し顕著な成果をあげたこと。

(表彰権者)

第4 国土交通大臣

(表彰の方法)

第5 表彰は、表彰権者が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期等)

第6 表彰は、毎年一回「土砂災害防止月間」の期間中に行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

(表彰の推薦等)

第7 国土交通本省内部部局、気象庁、施設等機関、国土地理院、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の長並びに都道府県知事は、表彰に値すると認められる者があるときは、その旨を表彰権者に推薦するものとする。

2 前項に定めるほか、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所等の長は、表彰に値すると認められる者があるときは、その旨を表彰権者に推薦することができる。

3 表彰権者は、推薦を受けたときは、土砂災害防止功労者表彰審査委員会の審査に付さなければならない。

(土砂災害防止功労者表彰審査委員会)

第8 河川局砂防部に土砂災害防止功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表の職員により構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、それぞれ河川局次長及び河川局砂防部長をもってあてる。

5 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(死亡した者の表彰)

第9 第2各号に掲げる功労があるものが表彰の日以前に死亡したときは、生前日にさかのぼって表彰することができる。

要領最終改正平成16年4月20日

別表(第8第2項関係)

河川局次長

河川局砂防部長

都市地域整備局都市計画課開発企画調査室長

都市地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室長

道路局国道・防災課道路防災対策室長

住宅局建築指導課建築物防災対策室長

河川局総務課長

河川局河川計画課長

河川局砂防部砂防計画課長

河川局砂防部保全課長

河川局防災課災害対策室長

河川局砂防部砂防計画課火山・土石流対策官

北海道局水政課長

平成17年度土砂災害防止功労者受賞者一覧

推薦団体	氏名・団体名	功 績 概 要	表 彰 基 準
新潟県	特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会	本団体は、平成8年11月の設立以降、毎年、土砂災害危険箇所の点検や地域住民に対する防災知識の普及活動を行っています。特に、平成16年7月の集中豪雨、10月の新潟県中越地震では、災害箇所及び土砂災害防止施設の被災状況を調査し、県に報告して応急対策の早期実施、適切な住民の警戒避難が行われ、二次災害から住民の生命、身体を保護することに貢献しました。また、中越地震の際には、宅地相談を実施し被災住民の不安解消にも努めました。	土砂災害防止施設等の点検・監視
静岡県	中田好保、中田公威、小松清雄、染谷真弘	平成16年10月9日、伊豆半島に上陸した台風22号により、熱海市内では多数のがけ崩れが発生しました。熱海市伊豆山東谷地区のがけ崩れにより木造2階建て住宅の1階部分に直撃しましたが、近所に住む4名が土砂の中に飛び込んで、胸まで埋もれた高齢者を救出しました。	地域住民の生命又は身体の保護
福井県	伊与 正博(自治会役員)	昭和56年以来、自治会役員を努めてきた氏は、平成16年7月18日の福井豪雨の際、前兆現象の一報により各班長に河川や水路の調査を指示、調査報告から危険と判断し住民に自主避難を呼びかけました。避難に際しては自宅を避難場所として提供し、災害時要援護者については各班長に特に安全に避難誘導するよう指示しました。氏の適切な判断により、今回の豪雨では町の総人家戸数67戸のうち32戸が土石流により被災した大災害にもかかわらず、人的被害を防ぎました。	地域住民の生命又は身体の保護
鳥取県	市瀬自主防災会	平成16年9月の台風21号の際に発生したがけ崩れにより河道閉塞が生じ上流に浸水被害が起こりました。本防災会は、最も危険性の高い茶屋土居地区の住民に事前に避難の呼びかけ及び避難誘導を行い、がけ崩れ前に避難を完了しました。がけ崩れ後には市瀬地区で浸水が始まり、豪雨と暗闇の中で住民に避難を呼びかけ、胸まで水に浸かりながら避難誘導を行い、高台に避難させ、人的被害を防ぎました。	地域住民の生命又は身体の保護
愛媛県	愛媛県新居浜市立川自治会	平成16年9月の台風21号の際に、立川地区で大規模な崩壊が発生し、住宅5戸が被災しました。本自治会は、その際、市と連絡を取って、地域住民へ避難準備の呼びかけを行い、大規模な崩壊の発生前に避難を完了させ人的被害を防ぎました。	地域住民の生命又は身体の保護
愛媛県	神野 顕彰(極楽寺 住職)	昭和57年以来、極楽寺周辺の法面および付近の地すべり地域の監視を行い、常に住民と情報交換などに努めておられる氏は、平成16年9月の台風21号に際して、西条市千野々地区で土石流が発生する前に避難を呼びかけました。また、孤立した地区へ駆けつけ住民の安否を確認し、市へ救援要請を行いました。さらに、定められた避難場所が危険となったため、極楽寺を避難場所として提供し、避難誘導を行い、人的被害を防ぎました。	地域住民の生命又は身体の保護
北陸地方整備局	永井 隆一(元白峰村長)	氏は、平成3年以降13年間、白峰村の村会議員・村長として、手取川上流柳谷や別当谷などの砂防事業を推進されました。特に、平成16年度には土石流災害を契機として組織された「石川県白山麓別当谷安全協議会」の会長として、関係機関の防災情報の共有化等、警戒避難体制づくりを進め、砂防工事現場では土石流を想定した国・県・村合同の避難訓練によって工事関係者等の安全確保に努めました。また、「百万貫の岩まつり」の開催などを通して土砂災害防止思想の普及にも尽力されました。	土砂災害防止対策事業の推進
北陸地方整備局	小池 強(元上宝村長)	氏は、平成6年から10年間、上宝村長、神通川水系砂防促進協会会長として神通川砂防事業を推進されました。特に、平成9年7月や平成10年9月の豪雨により土石流災害が発生した際、関係機関への応援要請や住民の避難誘導などの適切な対応によって人的被害を防ぎました。また、平成9年には全国に先駆けて「砂防学習村宣言」を行い、14年には「焼岳火山噴火警戒避難対策協議会」を設立してハザードマップの配布や防災訓練を行うなど、土砂災害防止思想の普及にも尽力されました。	土砂災害防止対策事業の推進
四国地方整備局	和田 末子	地すべり防止区域に指定されている高知県土佐郡大川村小松地区では、平成16年8月の台風15号の際、がけ崩れが発生しました。氏は、裏山からの水の氾濫や臭いなどの前兆現象に気付き、村へ連絡するとともに裏山に最も近い8軒に避難を呼びかけ、自家用車で住民を避難場所へ避難誘導し、人的被害を防ぎました。	地域住民の生命又は身体の保護
九州地方整備局	赤崎 義則(前鹿児島市長)	氏は、昭和59年以降、鹿児島市長、桜島火山活動対策協議会会長として、昭和61年以降は桜島直轄砂防事業促進期成同盟会会長として、砂防事業を推進されました。特に、桜島の土石流対策を推進され、最近では土石流の氾濫は生じていません。また、平成5年8月の豪雨災害を教訓に、防災情報システムの確立、警戒巡視体制の強化、自主防災組織の育成などに取り組み、高齢化の進む危険区域である奄ヶ水地区にて避難勧告時に避難バスを運行するなど、警戒避難体制の確立にも尽力されました。	土砂災害防止対策事業の推進